

第7回国立市南部地域整備基本計画策定市民検討会記録（要旨）

日 時：平成21年9月30日（水）午後7時～午後9時

場 所：くにたち南市民プラザ 多目的ホール

出席委員：17名

欠席委員：33名

傍 聴：なし

事務局：12名

事前配布資料：①第5回南部地域整備基本計画策定市民検討会記録（要旨）の修正について

②第6回南部地域整備基本計画策定市民検討会記録（要旨）

③国立市南部地域整備基本計画策定市民検討会における意見等について

④道路整備計画および緑の計画について

当日配布資料：①次第

②地区別グループ表

③事務局名簿

④第7回市民検討会資料

⑤道路計画図および緑の計画図（修正版）

司会進行：事務局（宮崎地域整備課長）

1. 開会

2. グループ分けについて

地区別の6グループに分かれ検討いただくことを予定していたが、当日の参加者の人数に合わせて3グループとした。

3. 配布資料の説明について（村山区画整理係長）

(1) 第5回南部地域整備基本計画策定市民検討会記録(要旨)の修正について(事前配布資料①)

委員の方から指摘があったため修正したのでご確認下さい。

(2) 第6回南部地域整備基本計画策定市民検討会記録（要旨）（事前配布資料②）

何か気がついた点があれば事務局まで連絡下さい。

(3) 国立市南部地域整備基本計画策定市民検討会における意見（事前配布資料③）

第5回と第6回にいただいたご意見が、資料の「計画の基本方針について」と「まちづくり計画の策定について」の資料のどの項目に関連したものであるかということでもとめ直したものです。意見の取り扱いについて庁内で確認し、検討課題となっているものは現在庁内で検討しているところです。

(4) 道路整備計画および緑の計画について（事前配布資料④及び当日配布資料⑤）

本日配布した道路整備計画図と緑の計画図（修正版）は事前に配布した同資料の一部を修

正したものですので、差し替えいただけますようよろしくお願いいたします。

1) 道路整備計画について

その位置づけにより、主要幹線道路、地域幹線道路、生活幹線道路及び区画道路の4項目に分類しています。

- ①主要幹線道路は、都市間を結ぶ道路として、都市計画道路3・3・2号線と都市計画道路3・3・15号線の2路線の整備を促進及び推進することとしています。
- ②地域幹線道路は、南部地域の骨格となる道路として8路線の都市計画道路と3路線の既存道路及び2路線の想定道路の整備を促進及び推進することとしています。
- ③生活幹線道路は、地区の骨格となるべく道路の整備を推進することとしています。なお、幅員は8m以上と考えています。
- ④区画道路は、それ以外の道路で日常生活に密着した道路のうち主要なものは幅員を6m以上として、その他は4m以上での整備を推進することとしています。

それらを図化したのが道路整備計画図です。図中の生活幹線道路と主要な区画道路はハケ上道路整備計画や委託の成果を基に図示しています。

今回の計画では整備を進めて行くうえでの優先を考えたいと思っており、主要幹線道路と地域幹線道路は、平成27年度までに優先的に整備すべき路線に選定されている路線の優先度が高いとしております。

生活幹線道路と主要な区画道路の部分は空欄ですが、本日の検討で当該道路の選定や整備の優先についてご意見をいただきたいと考えています。

谷保および矢川駅南口周辺は地域拠点として位置づけられているため、駅前広場は標準的な規模より大きな2,500㎡を確保することとしています。

2) 緑の計画については

基本的には、緑の基本計画の考えを踏襲して公園、緑地等の整備を推進することとしています。

- ①緑の保全及び育成として、矢川、水路、湧水及び農地を保全することとしています。
- ②緑の復元及び再生として、青柳崖線樹林地及び屋敷林の維持再生等としております。
- ③緑の創出及び向上として、主として公園の整備に関して示しており、位置づけにより地区公園、街区公園、近隣公園、都市緑地に分類し、それぞれの整備等の考えを示しております。
- ④主な歩行軸のうち④と⑥は道路整備計画にかかるものであります。

主に公園における整備の優先は、地区公園については平成27年度までに重点化を図る公園に選定されている矢川上公園の整備を推進することとし、近隣公園については平成27年度までに優先的に着手する予定の重点公園に選定されている城山公園の整備を推進することとしています。その他の公園の取り扱いは、具体的に位置等を配置するということではなく、公園、緑地の誘致距離の考えを基に当該距離を超えた区域を公園整備区域として位置づけることとしております。

道路と同様に整備の優先等についてご意見を伺いたいと考えています。

(5) 第7回市民検討会資料（当日配布資料④）

グループでの話し合いを行う際に参考としてください。

質疑応答

- ・ 主な歩行軸にある谷保雨水第一、第二遊歩道というのはどこかという確認があり、南東の府中市境の府中用水沿いに整備された歩道で、位置は第5回配布資料の「計画の基本方針について」11頁の基本構成図をご覧くださいよう説明した。

4. グループでの話し合いの主な内容

①グループ（富士見台一、四丁目地区）

1) 富士見台一丁目

- ・ 第七小学校の西側の道路（市道南第4号線）、第七小学校の北側の道路（市道南第1号線）、洋菓子店南側の一方通行の道路（市道南第6号線）は歩行者の安全のために拡幅や歩車分離等の整備を行うことと、整備による交通量の増加を抑えるため一方通行のままとする等の対策を考えてほしい。
- ・ 富士見台一丁目の道路整備は第七小学校の西側の道路（市道南第4号線）を中心に考え、まずその道路を整備して変化した交通量の状況に合わせて東西方向の道路整備の仕方を考えてほしい。

2) 富士見台四丁目

- ・ ちどり道（市道南第17号線）は常に渋滞しているので拡幅が必要。
- ・ 東京女子体育大学の北側の通り（市道南第1号線）は、南側の歩道が狭いので拡幅が必要。
- ・ 東京女子体育大学の南側からさくら通りまでの通り（市道南第1号線46-4）は歩行者の安全のために拡幅や歩車分離等の整備を行うことと、整備による交通量の増加を抑えるため一方通行とする等の対策を考えてほしい。
- ・ 矢川保育園の北側の通り（市道南第1号線46-4）は歩行者の安全のために拡幅や歩車分離等の整備を行うことと、整備による交通量の増加を抑えるため一方通行とする等の対策を考えてほしい。
- ・ 矢川保育園の東側の通り（市道富士見台第406号線）は歩行者の安全のために拡幅や歩車分離等の整備を行うことと、整備による交通量の増加を抑えるため一方通行とする等の対策を考えてほしい。
- ・ 矢川通りの西保育園から北側の区間の歩道の拡幅。
- ・ 国立を東西に貫通する道路は造らないでほしい。

②グループ（崖線北側地区西側、崖線南側地区）

1) 道路整備

- ・ 石田街道の歩道拡幅
- ・ 都市計画道路3・3・15号線と石田街道間の甲州街道の南側の歩道拡幅
- ・ ちどり道（市道南第17号線及び同20号線）の拡幅
- ・ 青柳のハケ上道路（市道南第19号線）のみのわ通りからちどり道までの区間の拡幅
- ・ 河川敷沿いの通り（市道南第36号線）の道路及び歩道拡幅
- ・ 石神道の拡幅（都市計画道路3・4・14号線）
- ・ 石田街道の中央自動車道から都市計画道路3・3・15号線までの区間は拡幅すると大型車が

通るので車道より歩道を優先して拡げてほしい。

- ・甲州街道（下り車線）からみのわ通りへ右折する車両で混むため右折を禁止し甲州街道から南側の現在一方通行になっている区間を左折可としUターン路にして甲州街道の混雑を解消してほしい。または、現在時差式信号で利用しづらいため右折信号を設置してほしい。
- ・泉四丁目の道路（市道南第 82 号線）と谷保緑地の北側の道路（市道南第 52 号線）は違法駐車車両が多い。
- ・甲州街道（上り車線）から石田街道へ右折するための右折信号を設置してほしい。（設置済）
- ・石田街道は抜け道として交通量が多くなっているにもかかわらず幅員が狭い。
- ・多摩川沿いの道路へ出るために南プラザ西側の道路（市道南第 21 号線 6）の交通量が増えている。また、都市計画道路 3・3・15 号線から右折してくる大型車があるので右折禁止の看板を設置してほしい。
- ・東西の道路より南北の道路を優先してほしい。
- ・甲州街道から都市計画道路 3・3・15 号線へ右折しづらいため、右折し易い石田街道が利用されている。
- ・都市計画道路 3・3・15 号線は本当に必要か。
- ・立川方面（立川駅）に抜ける道路が必要。
- ・石田街道沿いでは開発などで空いている敷地があるので買収を計画的にして拡げる計画を立ててほしい。

2) 緑の整備

- ・くにたち郷土資料館の南側から城山公園南側を通り、天神公園まで繋がる遊歩道の整備。
- ・城山公園は優先整備となっているが、現状で利用者が少ないのに優先的に整備する必要があるのか。
- ・城山公園の利用者が少ないのはアクセスが悪いのが原因と思われるので整備する時に行きやすい環境を考える必要がある。石神道を整備するとか、府中の遊歩道のような散策路を造ってほしい。
- ・公園整備と言って多くの公園を整備すると、後で維持管理に費用がかかってしまう。
- ・夜間、若者が公園を利用し、近所に騒音やゴミ等で迷惑をかけている。公園利用の仕方を考えてほしい。夜間は照明を消すことや、感知型の照明にするなど。
- ・保全をしていくことも考えて、公園・緑化についての総合的な計画を立ててほしい。
- ・ハケの保全は地権者とのかかわりが強いので地権者の負担を市がどのように対応するか課題。（買取りや減税等）
- ・城山公園は地権者と都が整備する上で市がどのようなかかわりをしていくのか。
- ・寺之下親水公園と泉中央遊園は利用しづらい。

③グループ（崖線北側地区中央、東側）

1) 道路整備

- ・石神道（都市計画道路 3・4・14 号線）は、16mの幅員で整備する必要があるか。広域的な役割もわかるが、8m程度の幅員で十分ではないか。
- ・整備の優先度を位置づけたとしても反対の方もいると思うので、実現は難しいと思う。
- ・石神道は、優先的に整備するべきか、周辺の主要な都市計画道路の整備による交通の変化に期待するべきか。
- ・道路整備計画図で選定されている生活幹線道路と主要な区画道路は常識的なものと思う。

2) 緑の計画

- ・緑の保全には、緑が減っていく原因を検証しなければならない。
- ・甲州街道沿道の屋敷林の維持、保全に努めるとするのは、市が保全したい屋敷林を指定し、その屋敷林の所有者が自己負担で残していくということであるなら所有者の負担が大きいため難しい。公的な財産として市が維持管理するなり、支援することを考えないと保全は難しい。
- ・甲州街道沿道の屋敷林を保全して、五日市街道の沿道の並木のようにしたいというイメージであるなら、実現は不可能と思うので、屋敷林の維持、保全という項目は削除した方がよいのではないかと。
- ・住宅地の中に点在して残っている生産緑地を土地区画整理を利用するなどして青柳崖線の周辺に集合化させることで、崖線の緑の保全にも、都市農業の保全にも繋がる。
- ・城山等の自然は、常に人間が手を入れ続けていかなければ存続していかない。
- ・既存の公園が、維持管理できず荒地のようになっているので、新たに公園の検討も必要だが既存公園を充分活用することも必要である。
- ・谷保緑地は、緩衝緑地なので付近の住民の合意も必要と思うが、治安を考えるともう少し明かりの入る緑に変えるべき。

発表（各グループで、まとめた意見を発表した。）

5. その他

1) 主な意見

- ・市民検討会の開催予定を早めに連絡してほしい。
- ・南部地域に児童館がないので、南部地域整備基本計画に整備の項目を追加してほしい。

第8回市民検討会は、これまでの意見等を庁内検討会で検討し、2ヶ月程度後に開催することを説明し了解された。なお開催日程は別途連絡することを補足した。

以上